

○ 財務省告示第 237 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 8 年 7 月 15 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 28 日

財務大臣 片山 さつき

(別表)

国債の名称	記 号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 23 回	700, 000, 000 円	101. 25 円
〃	第 25 回	2, 200, 000, 000 円	102. 30 円
〃	第 25 回	2, 000, 000, 000 円	102. 35 円
〃	第 25 回	1, 000, 000, 000 円	102. 40 円
〃	第 25 回	5, 000, 000, 000 円	102. 49 円
〃	第 27 回	100, 000, 000 円	99. 14 円
〃	第 28 回	400, 000, 000 円	97. 55 円
〃	第 28 回	500, 000, 000 円	97. 60 円
〃	第 29 回	3, 100, 000, 000 円	94. 75 円
合 計		15, 000, 000, 000 円	